

# 「外国語(英語)教室」の開設要項

一般社団法人 北部農林高等学校後援会

## 1. 目的

- (1) 一般社団法人北部農林高等学校後援会定款第3条及び第4条の規定に基づき、人材育成事業の一環として行い、北部農林高等学校に在学する生徒及び卒業生等の資質の向上に資する。
- (2) 北部農林高等学校に在学する生徒の英語力(英会話力)向上の一役を担い、より豊かな学校生活を築くとともに将来設計への支援援助として寄与する。

## 2. 実施主体 一般社団法人北部農林高等学校後援会

## 3. 協賛 沖縄県立北部農林高等学校同窓会

## 4. 会場 一般社団法人北部農林高等学校後援会事務所(北農会館＝会議室)

## 5. 開設時間 令和2年7月～令和3年3月まで(次年度も継続実施予定)

## 6. 開設日 毎週水曜日(祝祭日及び年末休・年始休・長期休業日)

## 7. 開設時間 午後4時30分～午後6時30分(初級＝午後4時30分～5時20分) (英検＝午後5時30分～6時20分)

## 8. 受講定員 20名程度(会議室の広さ、指導の効果を考慮)

## 9. 受講対象 (1) 沖縄県立北部農林高等学校に在学する生徒(第1学年～第3学年) (2) 受講定員にゆとりのある場合、北部農林高等学校卒業生等(同窓生)

## 10. 講師 池田充希先生(名桜大学4年生)・石川若葉先生(名桜大学3年生)

## 11. 基本的な方針及び留意事項

- (1) 受講者は、原則として沖縄県立北部農林高等学校に在学する生徒を最優先し、受講定員にゆとりのある場合に北農卒業生(同窓生)の受講を認めることにする。
- (2) 北部農林高等学校の在学生の受講生募集については、北部農林高等学校校長に依頼し、北部農林高等学校後援会事務所に直接「受講申込み」を行わせる方法を採用。
- (3) 受講受付は受講定員が限定されることから、受付先着制を採り限定20名程度で締め切る。
- (4) 講座は「話せる英語、生きた英語」として、社会生活で活用出来る、特色ある講座になるよう「英会話」を中心とした講義内容にする。
- (5) 受講者の受講料は北部農林高等学校後援会の人材育成事業予算で賄い、**無料とする。**
- (6) 北部農林高等学校の在学生の受講については、学校の管理下外の活動になり、独立行政法日本スポーツ振興センター法の「災害共済給付」の対象にならないことから、北部農林高等学校後援会が「災害等保険」に加入し、生徒の災害等に関する必要な措置を講ずる。
- (7) 講師及び受講定員にゆとりがあり受講する同窓生についても前項の「災害等保険」に加入し、講師・受講者の災害等に関する必要な措置を講ずる。
- (8) 受講に当たっては、身なり・服装はもちろん、受講に必要な筆記用具等の準備、時間励行、基本的なマナー等、北部農林高等学校の生徒及び卒業生としての規範・秩序を大切にする。
- (9) 外国語教室終了後の会議室の備品・用具の整理整頓及び保清に留意し、帰宅については寄り道等がないよう、各自で規範・秩序の保持及び安全の確保に努める。
- (10) 外国語教室の開設に関する「北農会館」の管理(会館の開閉等)については、北農後援会の職員が当たり、管理に当たった職員には手当を支給する。

## 12. その他

外国語教室の開設及び実施について、必要事項が生じた場合は後援会三役及び理事会において合議し、円滑な実施・管理運営に当たるようにする。(手当等についても)